

平成 24 年度第 2 回
生活衛生関係営業等衛生問題検討会
議 事 錄

厚生労働省健康局生活衛生課

平成24年度第2回生活衛生関係営業等衛生問題検討会 議事次第

日 時：平成24年6月22日（金）16:01～18:25

場 所：厚生労働省 12階 専用第13会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 旅館業における規制緩和について
- (2) まつ毛エクステンションについて
- (3) 建築物衛生法に基づく資格について

3 閉 会

○齊藤課長補佐 それでは、若干おくれて来られる方もいらっしゃるようでございますが、定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第2回「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催させていただきます。

まず、構成員の紹介をさせていただきます。本日は若干おくれて、まだ到着されていないのですが、新年度になりまして、川崎市健康福祉局健康安全室生活衛生担当課長、松浦様が、もう間もなくお見えになる予定でございます。

次に、事務局側の異動について御紹介させていただきます。

私、この5月に生活衛生課課長補佐に着任しました齊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、小宮山臨時構成員から、御都合により欠席される旨の御連絡を、また、大井田構成員と渡辺構成員からは、事前に、少々おくれて参加される旨の御連絡をいただいております。

それから、野口構成員につきましても、今、若干おくれる旨の御連絡があったということでございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

会議次第

座席表 3 バージョン

構成員名簿

資料 1 兵庫県に対するヒアリング事項

資料 2 田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和について

資料 3 田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和の特区提案の修正内容

資料 4 兵庫県提案に係る旅館業法の特区による特例措置について（案）

資料 5 Eye Beauticianまつげエクステンション等技能認定制度養成講座開設のご案内

資料 6 まつ毛エクステ授業カリキュラム計画表

資料 7 まつ毛エクステンションに係る論点（案）

資料 8 建築物衛生法における登録制度等について

資料 9 ビルメンテナンス業を取り巻く環境の変遷

参考資料 1 平成24年度第1回生活衛生関係営業等衛生問題検討会議事録

参考資料 2 これまでの検討会における主な発言概要（未定稿）

参考資料 3 生活衛生関係営業等衛生問題検討会への眼科医の参画について（推薦依頼）

参考資料 4 まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について（生活衛生課長通知）

参考資料 5 まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について（生活衛生課長通知）

参考資料 6 まつ毛エクステンション協会連合会加盟協会名

参考資料 7 建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項

資料は以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の検討会は公開で行われておりますので、念のため申し添えます。

ここで、新年度になりまして構成員の変更がありました。今回初めて御出席いただく、川崎市健康福祉局健康安全室生活衛生担当課長、松浦和子構成員でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、倉田座長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○倉田座長 本日も、お忙しいところ、またこのうとうしいお天気の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。いらいらして暴言にならないように、速やかに議事を進めていきたいと思いますので、御協力をお願いします。

今日は、今お話がありましたように、旅館業における規制緩和について、まつ毛エクステンションについて、最後に、建築物衛生法に基づく資格について、この3つを議題として検討いただきたいと思います。

更に、臨時構成員の方々、議題によりまして交代していきますので、その旨よろしくお願いします。

それでは、最初に、旅館業における規制緩和につきまして、本日は関係者からお話を伺うことにしております。事務局から、お話しされる方の紹介をお願いします。

○齊藤課長補佐 それでは、出席者の御紹介をいたします。

本日は、意見聴取といたしまして、兵庫県企画県民部地域振興課課長の松本元生様、それと、兵庫県丹波県民局県民室室長の雀部幸雄様、お二方に御出席をいただいております。

以上でございます。

松本様と雀部様には、資料1にございますように、事前に照会事項をお渡ししておりますので、その照会事項についての御説明をこの場でしていただくことになっております。

○倉田座長 それでは、資料の説明をよろしくお願ひします。

○松本氏 失礼いたします。私、兵庫県地域振興課長の松本の方から、資料1、2、3、この3つの資料について御説明させていただきます。

資料の順番違うのですが、まず資料2をごらんいただけますでしょうか。まず簡単に、私どもが提案させていただいている構造改革特区提案の概要をちょっと御説明させていただきます。

資料2にも記載しておりますように、過疎化、高齢化が問題となっています兵庫県の丹波地域というところがございますが、この丹波地域の集落の活性化を進める取組みを兵庫県としていろいろ取り組んでおりますが、その一つとして、都市に住んでおられる住民の方をこの丹波地域の方に来ていただくという田舎暮らしというのを推進しておりまして、今回の構造改革提案もその取組みの一つとして提案させていただきました。

一番最初は、平成21年11月の第16次の構造改革提案で応募させていただいたのですが、「対応不可」という回答をいただきました。このため、規制の特例措置を受ける対象者をより限定した案に修正して、平成24年11月の第18次提案で再応募させていただいたものです。

提案内容は、資料2の1の「提案内容」のところにも記載させていただいていますとおり、丹波焼きなどの伝統的工芸品の製造事業者、あるいは市と連携し、集落の活性化及び空き家活用に取り組むNPO法人等が自宅の一部または空き家を宿泊施設に利用し、それを行う場合に、農家民宿において認められている規制緩和と同様に、旅館業法上の簡易宿所の客室面積の要件を適用しないという規制の特例措置を認めていただきたいというものでございます。

本提案に関しまして、これまで当検討会でいろいろ御議論いただく中で、「農家民宿のように、体験に当たり宿泊の必要性が認められない」という御意見をいただきました。ちょっと資料3の方を次ごらんいただきたいのですが、当検討会からそういう御意見をいただきましたので、この御意見に対応するということで、資料3に書いておりますように、規制の特例措置を受ける対象者につきまして、農家民宿に準じて、製造体験に当たり宿泊が必要であることとか、農村地域の振興につながる事業であることを市が認める場合に限定するという、より対象者を絞り込んだ案に修正いたしまして、4月18日に厚生労働省さ

んの方に提出させていただくとともに、この修正案の取扱いについて、厚生労働省さんと、それから構造改革特区の窓口であります内閣官房地域活性化統合事務局の方に御協議をさせていただきましたところ、当検討会に修正案を説明して審議してもらうことという御指示がございましたので、今回、御説明させていただいているというものでございます。

それでは、次に資料1で4点、事前にヒアリング事項をいたしましたので、この点について、私どもの方で検討させていただきました結果を御説明させていただきます。

まず、資料1の1つ目と2つ目のヒアリング事項は非常に関連しておりますので、併せてこれに対しての検討結果を御説明させていただきます。

資料1のヒアリング事項の1、2は、簡単に言うと、延床面積33m²以上の建物で一度実績を積んでやってみたらどうなのと。そして、面積規制の例外を認めるかどうかを検討してはどうですかという内容でございます。

私ども、先ほども御説明させていただきましたように、大きく2種類、伝統工芸品の製造事業者が行う場合と、空き家活動のNPO法人等が行う場合の2つのパターンについて提案させていただいていますが、まず、伝統工芸品の製造事業者の提案につきまして、伝統工芸品の製造ということになりますと、丹波焼きのように、焼かなくてはいけないということは、要するに、窯元のある集落において延床面積が33m²以上確保できる空き家があるのかないのかというのをちょっと調査しましたが、残念ながら、窯元のある集落で延床面積33m²以上確保できる空き家はなくて、別の集落に確保できる空き家があるのですけれども、窯元から数百m離れておりまして、製造体験の場合は、窯に一旦火をつけると60時間程度、火を見守る必要がある。そういう体験をしたいという方が来られるということですので、窯元から数百mも離れてしまうと、この製造体験というためにはちょっと活用できない。結果として、窯元近くにある自宅以外に活用できる物件がないというのが現在の状況でございます。

また、空き家活用NPO法人の場合についてですが、確かに延床面積が33m²以上確保できる空き家というのはございました。ではそれを活用できいかという検討をしたのですが、これにつきましては、もともと都市に住んでおられる方が農業体験をしていただいて、なつかつ宿泊していただく、で、地域の住民の方と都市の住民の方が交流していただくということを目的としておりますので、参加者である都市住民と地元の住民の方が交流できる、それこそ一緒にごはんを食べたりお酒を酌み交わしていろいろ話をしていただく、そういう交流する部屋をどうしても確保する必要がございます。

この結果、客室として延床面積が33m²確保できるかというと非常に難しい。部屋だけ見たら33m²確保できるのですが、その交流する部屋を確保してしまうと、それ以外を客室として使うとなった場合に確保が難しいという状況でございました。

このため、面積要件を確保するためには、例えば伝統工芸品の製造事業者の場合は、自宅の一部を客室として使用することになりますけれども、当然、自宅ですから、自ら使用されている住宅部分は使えませんので、それ以外となりますと、面積要件を確保するため

には、多額の費用を投じて、例えば自宅の増築であるとか部屋の用途変更みたいなことをする必要がございますし、また、これは伝統工芸品製造事業者、それから空き家活用のNPO法人、いずれの場合も一緒ですけれども、資料2をちょっとごらんいただきたいのですが、資料2の1の「提案内容」の一番下の欄に、「宿泊人数：10人未満」と書かせていただいています。これは一度にたくさんの方が来られてもとても対応できない。もともとが少人数の方をこの形でやっていこうということがそもそもこの取組みでございますので、10人未満と考えております。マックス9人までと考えております。

そうしますと、1人当たり、例えば2畳、寝泊まりに必要とすると、最大でも18畳あればいい。ところが、33m²というのは、畳数に直すと20畳ぐらいになりますから、20畳以上の客室として構造基準を満足するような形にしないといけないとなりますと、極端なことを言えば、お客様が泊まらない部屋までも構造要件を満たすように改修しないといけない、このような状況になってしまいまして、伝統工芸製造事業者、あるいはNPOがこの取組みをやろうとすると、改修という費用を伴ってしまう。このこと自体が実はこの地域活性化の取組みの支障となっておりまして、それを何とかこの特区提案で負担を軽減できないかということで提案させていただいているという状況でございます。

次に、ヒアリング事項の3つ目でございます。これは建築基準法のお話をちょっといただいておりまして、建築基準法による規制をどう考えているのかという御質問ですけれども、本提案は、先ほども御説明させていただきましたように、農家民宿と同様の取扱いを認めていただきたいと考えておりますし、建築基準法の規制についても、農家民宿と同様の規制の特例措置を求めていきたいと考えております。

また、4つ目の件ですけれども、現在、農家民宿としてやられている事例の中で、余暇活動の役務を提供していないのではないかと疑われる事例が見られるけれども、兵庫県ではそんな事例があるのかということと、そうした声がもあるのであれば、対策をどう考えるのかということについてどうですかという御質問をいただいておりました。これにつきまして、私ども、県の方の所管部局、生活衛生部局ですが、にそんな事例があるのかどうか確認いたしましたところ、実は県の所管部局からは、余暇活動の役務の提供ということに関する解釈が、農林水産省さんにお聞きする内容と厚生労働省さんにお聞きする内容でちょっと異なっておって、ちょっと判断しかねているのだと。この県の所管部局から聞いていますのは、まず、農林水産省さんと厚生労働省の方で、国として余暇活動の役務の提供に関する解釈を、統一見解といいますか、統一的な解釈を示していただいたら、その解釈に基づいて、そういう事例があるのかないのかを判断していくので、今はちょっと判断できる状況でないのだという意見が返ってきました。

私どもも、今日はその話をちょっとお伝えしてくださいねと言われましたので、今日ここで御説明させていただいているので、まずは、解釈の話を、統一見解といいますか、お示しいただいた上で、その解釈に基づいた見たときに、そんな事例があるのかないのかということについて、また所管部局の方に判断いただこうかなと思っております。

以上、資料1から3まで御説明させていただきましたが、委員の皆様御存じのように、構造改革特区制度といいますのは、地域特性に応じた規制の特例措置を認めていただいて、それを地域住民とかNPO、それから私ども地方公共団体、県や市町が一緒になって、その特例措置を活用させていただいて地域活性化を図っていくというものでございまして、私ども、本県といたしましても非常にこの制度に期待が大きく、そのため、これまで御意見をいただきたびに案を修正してきましたという対応をしてきておりますので、何かいろいろ難しい問題はあろうかと思いますが、地域住民の方々の負担を軽減できる形で何とかこの特区提案が実現できるようお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○倉田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの兵庫県さんの説明につきまして、御意見、御質問、そのほかありましたら、どうぞ御発言ください。

○伊藤課長補佐 厚生労働省の伊藤と申します。

今、兵庫県の方から御説明いただきまして、ありがとうございました。1点ちょっと確認させていただきたいのですけれども、ヒアリング事項の1の※印のところで、たしか前回の検討会では、NPO法人が都会とかに行っていらっしゃる方の空き家を借りて、それを簡易宿所として使うという御説明があったと記憶しております。そうすると、農家の方が自宅を使うのと違って、空き家全部を使うということになると、33m²に満たない空き家というのではないのではないかと思うのですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○雀部氏 今、伊藤補佐の方から御質問あったのですけれども、田舎の空き家といいますのは、当然、例えば150m²ぐらいありますけれども、先ほど松本課長が御説明申し上げたように、共用部分とかそういうものをとりますと、宿泊として想定している部分については、せいぜい9人程度を想定していますので、いわゆる6畳の3間ぐらいで十分事足りるということでございます。

○倉田座長 ほかにいかがですか。何か質問、あるいは御意見ありましたらどうぞ。

○佐藤臨時構成員 今、伝統工芸のことについて御説明がありました。ほとんど伝統工芸のお話だったのですけれども、空き家活用を、今言うように、NPOを東京に置いた場合、伝統工芸ではなくて、基本的に空き家を活用するという形になった場合、いろいろな問題が出てくると思うのですけれども、消防法の問題とか、不特定多数の方がお泊まりになった場合の、例えば火災とか、急遽いろんなことが発生した場合どうするのか。それは、我々業界でも、最近、2件ほど火災があって大変な問題になっているのですけれども、例えば消防法の規制なんかもあるのかどうか、避難誘導のことは誰がするのか、そういうチェックですね。

例えば物置とかそういうものの、通路に物が置いてあるとか、全部空き家になっているわけですから、毎日点検するわけでなくて、一回点検して、1年間それで終わりなのかどうか、そういう管理・監督というのはどうなってくるのか。それから、不特定多数のお客

様が来るということで、例えば東京で管理しているとしたならば、インターネットで、顔も見ない、玄関帳場もないということだと思いますので、そういう管理はどうするのか。全然そういう話がないので、今、伝統工芸だけのお話をなさいましたけれども、そういうところはどういうお考えなのか。

○倉田座長 兵庫県さん、お願いします。

○松本氏 今の御質問にお答えします。資料3をちょっとごらんいただけますでしょうか。今、御指摘ありますように、消防法等も含めた安全面をどう担保するのか、確認するのかということだと思いますが、資料3の1の(1)(2)、どちらも同じですけれども、最初に、この事業をやっていくということで実施計画をきちんと書いていただこうと思っています。実施計画にどういう内容を盛り込むかというのは、実はこれから検討という部分はございますけれども、この実施計画の中で、当然、安全管理はどうしていくのかということをきちんと書き込んでいただくというのが1つ。最初に始める前にこれで確認しようと。いざ始まても、きちんとそれは確保できているのかということになりますが、この辺り、当然、法律でやらなくてはいけないことについてはきちんと守っていただきながらなくてはいけませんので、そこについて、どういう形でできているのかチェックするのかということにつきましても、当然、所管のところと御相談させていただいて、安全管理が漏れないようにさせていただくというふうに考えてています。

ただ、具体的には、この特区自体がまだどうなるかわかりませんものですから、その辺の話はこれからということですが、まずは、そういうご指摘もあったので、きちんと実施計画を出していただいて、それをきちんと確認して、最終的に市が責任を持って認定するという形をとらせていただくことで、そういった安全性を確保していこうと考えております。

以上でございます。

○倉田座長 課長、どうぞ。

○堀江課長 ありがとうございます。実施計画、これから県の条例に基づかせることにするのかがちょっとわかりませんけれども、その内容自体はまだ詰まってないということのようです。言ってみれば、実施計画の中で担保される内容の大きなところに、宿泊していただく方の安全だとか衛生のこととかが当然入ってくると思うのですけれども、そういうものを、そういう計画によらなくても、宿泊施設全体に対して標準的な規制としているのが消防法であったり建築基準法であったりするのではないかと思います。例えばお泊まりになる方について、避難誘導灯はつけないというのが建築基準法の特例になると思いませんけれども、それはただ、実施計画の中で見れば、逆に言うと、今、佐藤委員の方からも話がありましたけれども、泊まった方の安全がきちんと確保できるようにしなければダメではないかという話を聞いて、いや、それについてはちゃんと実施計画の中に書いていきますと言うと、ほぼ似たような話になっていくのではないのかなという気を持ちながら、なぜ建築基準法の規制はなくていいのか、あるいは消防法の規制は受けなくていいのかと

いう辺りが少し懸念されるところかなあと思います。

それは、どこのホテルでも、これは建築基準法の規制はありませんと言ひながら、実質は、こんなに頑張っていますと言って、建築基準法並み以上の装備をするということは勿論理論的にはあり得るわけですけれども、安全担保という意味からすると、なぜ一般ルールで対応できないのかお聞きしたいところです。

○倉田座長 兵庫県さん、何か。

○松本氏 今、お話がありました点について、まず、建築基準法、消防法も、私どもは、農家民宿と同等の規制緩和をお願いしたいということですから、農家民宿が今現在適用されている内容については当然遵守していくということになります。だから、農家民宿と同等の法規制については守っていくということは当然だと思っておりますので、それで我々の取組みを進めさせていただきたいと考えています。

○倉田座長 どうぞ、課長。

○堀江課長 農家民宿についてと同等というのは、農家民宿の特例を認めたときの、個人に限定した、その時点での行政判断で国土交通省の方から特例を認めたものだと思います。今回も、これについても特例を認めるというふうにこの検討会での御判断がもしあれば、国土交通省に御検討をお願いすることになると思うわけです。

ただ、先ほど来の佐藤構成員からおっしゃっておられるような懸念がある話というのが1つあるのと、それから、NPO法人でやる場合、それは自宅であるというのが必ずしも前提になっていないわけですから、自宅にちょっと泊めてあげますという話と、それから、NPO法人で旅館業を経営されますという話と必ずしも一緒ではないのではないかと。ですので、農業体験の宿泊施設と必ず一体であるというものではないのではないかと考えています。

○倉田座長 課長でもいいけれども、課でもいいですが、今まで、この兵庫県の丹波篠山の焼き物が初めてですか。伝統工芸なんて日本じゅう山ほどあるではないですか。それで、あちこちでそういう焼き物ツアーなんてやっていますよね。別に旅館があろうとなかろうと。そういうところにこういう前例はないのですか。これは日本で初めてですか。とてもそのように思えないのですが。

○堀江課長 特区としては初めての提案ですので、今ずうっと議論していただいているわけで、ですから、60時間そこの炉を離れるわけにいかないというのは、それはわかるけれども、炉の防火管理をするわけではないので、300m離れたらまずいのかどうかというのはよくわからなくて、いや、そうなのですと言われば、そちらを進める側からすればそうだろうなとは思いますけれども。

○倉田座長 炉とはいったって、何十時間ぶっ続けにそこに座り込んでいるわけではなくて、500m、600m、5分ですね、普通の大人の足なら。だから、先ほど言われた説明はなかなか納得できないところがあるのですが、時間がただたつのは困りますから、資料4の方の説明をしていただけますか。

本検討会で、23年9月30日と24年3月16日と2回にわたって議論しています。前回の検

討会で論点の整理ということで結論になった点があるかと理解していますが、それで、事務局にこれまでの論点整理をしてもらいました。本議題の検討の促進、このままだとつちもさっちもいかないところがありますから、検討会からの提案を加えて、資料4、ちょっと説明をお願いします。

○伊藤課長補佐 それでは、資料4について説明させていただきます。資料4は、兵庫県の方からの情報をもとに作成した資料でございます。今、座長から御説明ありましたように、これまでの検討会の議論の内容を整理して書いたものです。

まず、1番目に兵庫県の提案の方を紹介させていただいています。

2番の「問題点」、伝統的工芸品と空き家NPO法人とあるわけですけれども、①につきましては、伝統的工芸品の製造業者について、旅館業、その場で営まなくてはいけない必要性というものが説明されてないのではないかというような議論がされていたと思います。農家民宿の場合は、法律の中で農家民宿というスキームが組まれているわけですけれども、伝統的工芸品の場合はそうではないと。それから、33m²の施設の現実性が、これまでの議論では十分な御説明がなかったと整理できるかと思います。それから、NPO法人につきましては、33m²の面積がないような旅館というのはそもそもないのではないかというような議論があったと思います。

こういったことから、結論につきましては、不適切ということで、そういう議論の流れで来ていたと思います。

4番は「検討会からの提案」ということで、これまでの兵庫県の御主張とかも踏まえて、次の①から③の要素を満たせば特区と認めることができるのではないかという要素を書き出したものです。①につきましては、従前の兵庫県の提案で、NPOは、その活動の内容がNPO法の、一番後ろの別表というところで列挙されているのですけれども、そもそもどの活動に当たるのかよくわからないというところがあったのですが、この4月1日から、NPOの活動の内容として、「農山漁村または中山間地域の振興を図る活動」というのが追加されましたので、そちらの活動を目的とするNPO法人ということであれば、兵庫県の考えていらっしゃることと合致する部分があるのかなと。

かつ、空き家対策という広域的な活動をしていただくわけですので、内部管理とかがしっかりした、普通のNPO法人ではなくて、認定NPO法人、こちらも新しい制度としてこの4月1日からできたものですけれども、そのNPO法人として認定を受けたものが経営する旅館。

それから、2番目の要素が、今も議論ありましたけれども、今回は法人ということになりますと、自宅とは違って、他人の家を使うということになりますので、建築基準法とかその辺の法規につきましては、そもそも建築基準法の基準が緩和されていたのは、自宅を使うということで、自分の自宅を使うのであれば、自分の家のことだからよく知っているし、緩和してもいいのではないかということですけれども、やはり他人の家ということになると事情は違うのではないかということで、建築基準法等の遵守は、基本的な本来の基準を遵守するものと。

それから3番目といたしまして、こちらも先ほどお話がありましたが、旅館で不適切な行為を行わないように、しっかり玄関帳簿とかで宿泊客の方をチェックして、防犯措置とかそういうことをする必要があるのではないか。

こういった3つの要素を記載したものでございます。こちらについて、またちょっと兵庫県の方で見ていただければと思います。

以上です。

○堀江課長 この資料4でございますけれども、今年の3月のときに、もう少し事務局の方で論点整理するようにという御指示があつて、今日お聞きすると、前回よりはどういうことをされたいのかというイメージがわかつてきた部分も、より明快には御説明いただいたかなと個人的には思っています。ただ、私どもの方も、農業経験の方は法律があるけれども、例えば伝統工芸の部分については法律がありませんとか、やや一本調子なところがついて、それから、逆に、他人の場所を使っていただく場合の新しいNPO法人の形態もできてきたので、それにかけて、33m²の宿舎形態というのを認めることは議論できないかということで、これはここで検討会から兵庫県に提案するというよりは、検討会の皆さんにも提案するという、要するに、座長の指示でつくったものではあるのですけれども、検討会の委員も、ある意味、今回これを初めて見るということですので、同時並行で見ていただくような形になります。

農山漁村でもあり、また、中山間地域の振興でもあるというようなNPO法人の目的にかけて特区を認めることによって、例えば伝統工芸をやりながら中山間地域の振興を図るのだというようなものもある意味、その目的とする法人ですというふうに、これはNPO法の中に農山漁村または中山間地域の振興というようなものが列記されてございまして、そのほかに、例えば保健、医療、福祉の増進を図る活動だとか、要は福祉サービスをやるだとか、教育サービスをやるだとか、いろんなNPOの目的がある中に、この農山漁村、または中山間地域の振興を図る活動というのがこの4月1日から実施されるように追加されましたものですから、そうすると、兵庫県の論点、伝統工芸の製造、空き家活用、両方とも、丹波篠山地区の地域振興というのが究極の目的にもなるのでしょうかから、大体カバーできるのかと思うわけです。

さて、その次に、私ども、前から思っていますし、今回も、資料1のところでお話しいたしましたように、兵庫県といいますか、提案者側は提案者側でもう少し今のルールに合わせられる部分は合わせていただけたらいいではないかという意味で、33m²以上のもので実績を積まれてはどうかという話をしてみたものの、それはなかなかできないという話であるのであれば、そこは33m²のものを認めるとして、ここ(1)(2)(3)というところについて御努力をいただくような形ということができないものか。

要するに、こちら側も、ここぐらいまで担保すればいいのかなというようなことで、まさに検討会の御指示を受けて提案を出させていただいているわけです。建築基準法等の法令の遵守、それだけ大変なことなのかどうかというものはまだあるかもしれませんけれども、

やはり他人をお泊めする部分について、手堅いところから始めていただくというのは大事なことではないか。そもそも実施計画というところでいろんな安全措置なんかは書き込むことを考えていますという御提案もしていただいているところでして、それは通常の法令に遵守した形で、 33m^2 は緩和する特例はつくるとしても、その辺はお守りいただいたような形で進めてはどうかという提案です。

旅館業法の旅館についての玄関帳場での宿泊客の受け入れということですけれども、これは農家の現行の特例でも実施していただいている。宿泊客をきっちと確認する、それから、風紀を乱すような訪問客が来ないようにする、あるいは防犯という意味からすれば当然にお守りいただけるものだろうということです。これは兵庫県、そして検討会の委員の先生方におかれまして、議論の俎上にのせていただくと少し議論の集約ができればと期待して作成いたしました。

○倉田座長 ありがとうございました。兵庫県さんの、こういう方向という哲学はわかるのですが、具体的にという点につきましての指摘が、今、課長からありましたけれども、今の提案の具体的なものを含めて、先ほどの兵庫県さんの説明に関して、御質問、あるいは何か意見ありましたらどうぞ。

○堀江課長 1点だけ。それから、先ほど兵庫県さんの方から、 2×9 という話をされて、18あれば十分ではないかというような話がございましたけれども、参考までございますが、現状の規制で申し上げますと、浴室ですとか便所だとか板の間というのもも含んでいますので、要するに1人当たり2畳を占有するというのがあったとして、それにあと便所とか風呂だとかいうものを足していくと、もう少し、少なくとも18よりは増えていくのだろうと思っております。

○雀部氏 想定しているのは客室の部分だけで、ちょっとふろは考えてなかつたのですが。

○堀江課長 客室は、風呂はないのですか。

○雀部氏 風呂は別のところにあります。

○伊藤課長補佐 この 33m^2 どいうのは、風呂とか便所かも含めて 33m^2 という解釈になります。

○雀部氏 客室の部分だけだと。

○倉田座長 兵庫県さん、誤解あるようですから、きっちと説明してください。

○伊藤課長補佐 旅館業法施行令の3条の1項で、客室の床面積が 33m^2 以上であることとなっておりますが、この床面積どいうのは、押し入れとか床の間は含まないのですけれども、客室に附属する浴室、便所、板間等は含まれるという解釈でございます。

○松本氏 ちょっと質問させていただいてもよろしいですか。

今の 33m^2 の解釈、ちょっと勉強不足で申し訳ありませんが、例えば風呂とかはその 33m^2 に、自宅を使う場合でもカウントするのでしょうか。

○伊藤課長補佐 そうですね。それは別に自宅とか自宅でないとかいうのは区別しておりませんので、簡易宿所であれば、今申し上げたような解釈になります。

○松本氏 済みません。要するに、風呂の場合は、同じ風呂を自宅の人と泊まっている人が使われることになると思うのですが、その場合のカウントの仕方は。例えば人数で案分するとかいうことではなくて、風呂は風呂と。自宅の方とお客さんと両方が同じ風呂使うことになると思うのですけれども、それは客室の33m²にカウントしたらいいということなのですか。

○堀江課長 勿論、よそ様に使っていただく風呂ですから、きれいにやっていただきたいとは思いますけれども、そういう解釈だと思います。

○倉田座長 ほかに何かありますか。

今の提案の後ろの方に参考資料がついていますから、この辺のところ、兵庫県さん、御検討された上で当然されてきているかなと思うのですが、今の質問を見ていますと、いろいろ勘違いされているところがあるかと思いますが、いかがですかね。

○松本氏 今、御提案いただいたところで、私ども、持ち帰って、例えばNPOの方とか伝統製造事業者の方ともいろいろ御相談しないといけないのですが、2～3確認させていただいてよろしいでしょうか。

○倉田座長 はい。

○松本氏 まず、①の認定NPOと限定されているのですが、認定NPOに限定された理由というのは何があるのでしょうか。認定NPOでない、普通の認証NPOでもいいのではないかと思ったのですが、そうでない理由ですね。

それから、②、③は、特に②になりますが、農家民宿で認められている規制特例が今回は認めないよという形になるかと思うのですけれども、それはなぜなのでしょうか。

それからもう一点は、これでいくと、NPOの空き家活用の話は、一応この御提案が代替案みたいな形に読めるのですけれども、伝統工芸品の製造事業者に関しては、農家民宿と同等の特例をお願いしたいということについては認めていただけるという理解でいいのでしょうか。

以上3点、我々が検討するに当たってのまず前提として御確認させていただきたいのですが、お願ひいたします。

○堀江課長 認定NPO制度、これも新しい仕組みなので、私どもの方で十分理解できているかというところがあるわけですけれども、その中に、事業活動の適切を知事の方が担保するとかいうような形で、まさに趣旨に合った活動になっているかどうかというようなことを監督する一方で、一定の税制の優遇が得られるという恩典もついてくるというような仕組みだと理解しております、これに限ったものはどうなのかというのは、まさにこれは特区でございますから、新しく始められるものについて、こちらからより事業活動の適切が担保されるようなものから始めていただいてはいかがですかということも含めて御提案させていただいております。

それから、2番目の建築基準法の関係でございますけれども、これは、確かに農家の特例のものにつきまして、これは個人だけ認めたものでございますが、今回、NPO法人として

いただくこともあるというのが今の前提でこここの紙は書いてございますけれども、特によその方をお泊めするという形になりますので、通常の旅館のようにしていただくのが、安心・安全を確保するために必要ではないかということでございます。

加えて、先ほど佐藤構成員の方からもありましたけれども、生活衛生関係の営業というのは、一つのところで何か事故があっても業界全体の信用に対する不安といったものにつながるという側面がございまして、その辺は県庁の方も、生活衛生同業組合などを担当していただいている部局からすれば、見解、共有していただいているかと思いますけれども、火事等の防止といいますか、消防といったこと。今、全国で消防署にはホテル・旅館火災防止対策本部みたいな感じで大看板が出ており、ここ数か月でニュースになったもので3件ほど、ホテル、旅館火災が起きてきているところでございまして、消防庁の方では、今、旅館・ホテルに関する火災防止に関する検討会も始まっています、私もそちらの方のオブザーバーということで国土交通省の担当者とともに出席させていただいている。1つは、NPO法人がやっていたり、他人をそこに泊めていたりというお仕事ですよという部分、それから、現下の情勢も考えて、特区として認めさせていただくときに安心のできる形でしていただいてはどうだろうかというのがここでの提案でございます。

もう一つあって、伝統工芸の部分については、お話はわかるのですけれども、農家の農林漁業体験ほどに同等に具体的なニーズというのが、今日聞いていて、ああそうなんだという話はわかりましたけれども、300m離れてできませんということなのかどうかということは残っておりますし、今回の提案の中では伝統工芸の部分は認めないとという形になっています。しかし、先ほど申し上げましたように、このペーパーにある認可・認定NPO法人が中山間地域振興、農山漁村振興を図る活動ということでされる分には、私は、伝統工芸のものも地域振興の中に入るので兵庫県の方で言っていただいたら、そういう意味では十分入るのではないかかなと思います。

○倉田座長 課長、ありがとうございました。兵庫県さんの考えていたその深さにおきますと、今指摘されたことに関して、私聞いていてもちょっと不満足かなというところがあります。それで、この扱いにつきまして、兵庫県さんは受け入れられるか受け入れられないか、あるいは持ち帰って検討するか、その辺の御返事をいただいた上で次にいこうと思うのですが、いかがですかね。

○松本氏 今日すぐにはとても回答できませんので、持ち帰らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○倉田座長 それでは、兵庫県さんにお願いですが、指摘された個々のものにつきまして、詳しく具体的なものがないと何とも、聞いていても判断ができないところがありますので、そこがわかるような、今、課長の指摘しましたところをわかるような格好で御説明いただくような資料をいただけすると、この次の検討会には、非常にわかりやすくなって、聞いている委員の人も判断がより的確にできるのではないかと思いますので、そのところ、是非記載したような資料を事務局の方にいただきまして、それで次の検討会にと思うので

すが、いかがですか。よろしいですか。

○松本氏 はい。

○倉田座長 それでは、ありがとうございました。この議題につきましては、少し長引きましたが、これにて本日は終わりにしたいと思います。

関係者の皆さん、どうもありがとうございました。

(旅館関係者退席)

○倉田座長 20分ほどおくれましたが、それでは、続きまして、「まつ毛エクステンションにつきましてお話を聞くことにしたいと思います。どうぞこちらに、今日、臨時構成員としてお話しになる方、お座りください。

○齊藤課長補佐 それでは、出席者の御紹介をいたします。

本日は、意見聴取といたしまして、東京都美容生活衛生同業組合理事長、金内光信様、また、窪田理容美容専門学校教務部長、大澤克喜様に御出席をいただいております。

以上でございます。

○倉田座長 それでは、まず最初、金内様から、まつ毛エクステンション事業への取組みにつきましてお話を伺い、その次に、大澤さんから、学生に対してのまつ毛エクステンションを教える際の重点の置き方、衛生管理のポイント等についてお伺いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

○金内氏 御紹介にあずかりました、東京都美容生活衛生同業組合理事長を務めさせていただいております金内と申します。よろしくお願ひいたします。

まつ毛エクステンションのことについて、今、大変巷間話題になっておりまして、美容師がやるべきか、美容師でない者でもいいのかという論議が盛んに起きておるわけでございますが、私ども美容師の立場としては、これは当然、業権というか、厚生労働省からの御通知をいただいておるのは、やはり美容師の美容の行為であると、そして美容所で行うべきであるという見解をいただいておりますし、私ども美容師も、これに準じて、消費者の安全・安心をしっかりと守るために、認定制度をこのたび、東京都の美容生活衛生同業組合において4月から発足させていただきました。

当然、この技術はデリケートな技術でございますので、美容師であれば誰でもできるかというと、なかなかそうはいかない技術でございます。それだけに、消費者センターの方に年々、この健康被害の相談が増えているという実情をかんがみまして、私どもとしては、このまま放置するわけにいかない、しっかりとした形で、公共性の高い立場から認定制度を是非しっかりとつくって、そして、美容師さんにしっかりとこの安全・安心を確保できるようにしていきたいと思っております。

特に今年度から美容学校において教科書の中にこのまつ毛エクステの問題が載せていただきしております、更なる美容師における使命といいますか、責任というものが高くなつてしまいだと感じておりますので、私どもとしては、このことについて強い責任と、あるいは消費者の安全というものに関しての責任を強く感じて、このたび発足させていただき

ました。お手元の資料にあるかどうかちょっとわからないのですが。

○堀江課長 資料5です。

○金内氏 とりあえず概略そんなことで、今、一生懸命これに取り組んでおるところでございます。

○倉田座長 今までのことにつきまして、何か御質問ござりますか。

では、この資料の説明を続けてください。

○金内氏 お手元の資料の中のEye Beauticianという認定制度の発足に関しまして、私どもは、技術も当然でありますけれども、眼科の先生の監修と講義をいただきながら、しっかりとこの面をやっていきたい。私どもの美容師というのは、美容学校の2年間の課程の中で、衛生管理を90時間、あるいは美容保健を120時間、更に美容物理学を90時間、そして、伝染病予防学、消毒法というものをしっかりと学んだ上で、このまつ毛エクステンションという難しい仕事に対しては、その基礎知識をまた更に加えて、眼科に関するあらゆる勉強をここに取り入れながら、技術と座学の両方をしっかりとやっていくというような内容でございます。

アイ・ビューティシャンという命名をさせていただきましたのは、今のところ、このアイ・ビューティシャンが残されたネーミングの一つだったということでここに落ちついたわけでございます。私どもの認定制度は、東京都美容生活衛生同業者組合という中での下部組織であります認定美容師会というところでこの辺を、今、一生懸命主宰させていただいております。

以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございました。

ただいまの御説明に質問、あるいは御意見ございますか。

この中に枝折さんのがありますが、何か追加の説明あれば。

○枝折臨時構成員 枝折と申します。

これは、技術的にもそうですけれども、衛生面というところをよほど勉強しない限りは、また、そこで目の病気とかいろんなことも学びたいと思っております。そうすることによって、消費者の人たちに安心・安全という仕事ができるのではないかと私は思っております。

○倉田座長 確認ですが、この教程の中というか、教える中には、眼科の先生がきちつとした、目に関する、あるいはまつ毛に関する講義をすると入っているということですね。項目がね。

○金内氏 はい。

○倉田座長 わかりました。何か御質問。

○渡辺構成員 眼科だけでなく、皮膚科も必要だと思うのです。勿論、眼科も含めてですね。目の方が重要ですけれども、眼瞼とか、そっち側のかぶれとか。

○金内氏 勿論、その中に目に付随する皮膚病の、皮膚障害等におけるものは当然学んで

いきます。

○倉田座長 ほかに何かございますか。

○鈴木臨時構成員 美容学校で、東北地区でまつ毛エクステをやっている学校はないのです。先生方も、この間、教科書に新しく載ったものですから、それを一回も体験しないで、見たこともないものを指導するというのはいかがなものかということで、では行ってみようかといつてもなかなか、若い先生は行こうとすることもあるのでしょうかけれども、そうでない先生方は、やはりそれを一度学びたいねというようなことで、今年の研修会ではそういうまつ毛エクステなるものの講義をしてもらおうと計画を立てているといいますか、先生方の要望でそのようなことを計画を立てておりました。

そうしましたら、昨日たまたまある学校からこのパンフレットが届きまして、まつ毛エクステンションの認定養成講座の開設をしますから希望者は是非どうぞということがあつたということで、今日、電車の中でよく読んできたのですけれども、やはり知識がなければ、簡単に勝手にやってトラブルもあるわけですけれども、今、理事長さんのお話で、しっかりしたカリキュラムのもとにその事業展開をするということであれば、そういうトラブルも防ぐことができるのではないかということで、とてもいいことだと思っています。

それからまた、美容科、理容科に入ってくる学生は、理容師、美容師になりたくて入ってはくるのですけれども、入ってから、いまいちちょっと違うのではないかと。私が望んでいるのはエステシャンだったとか、ネイリストだったとか、そのように美容全般の技術の中から特化したものをもっと勉強して、そちらの方に進みたいという学生も中にはいるわけです。それから、自分は好きだけれども、アレルギーを持っていて、ワインディングをするとその薬で負けてしまって手がぐじやぐじやになってしまって、やりたい仕事も続けられないという学生も中にいます。そういうときに、選択肢を1つ広げることによりまして、せっかく美容師の学校に入ったけれども、途中でやめてしまうのではなくて、その中の特化したものを更に勉強してそちらの方に進むということもあっていいことなのではないかと思いますので、私は、こういうことできちんと学べる機会ができたことはいいことだなと思っています。

○倉田座長 全くそのとおりだと思うのです。きっちとしたことを学んでおいて、更に分化していくというのはどの分野も一緒ですから、それはよろしいのではないかね。

ただ、基礎知識がきっちとあるかないかというのはその後の進化に物すごく影響があると思うのです。何かトラブルったときにどうするかということを含めてね。そういう意味では、今、鈴木さんのおっしゃったことは非常に大事なことだと思うのですが、ほかに何か御意見ございますか。

○三浦臨時構成員 今のお話もそうですけれども、また座長に、好きだなあと言われるかもしれません、また昨日、別の店に行ってみたのです。私は自分が実験台だと思ってるので、ありとあらゆるサロンに行っていて、いつもの倍の太さというのを今回はつけてみたのです。

それはそれでいいのですけれども、そこのお店はチェーン店で、支店も多いところでした。金額的にもそこそこのお値段だなあというところで、やはり全員が美容師資格を持っているというお店でした。確認しました。

ただ、それを入ってすぐそこでわかるのかとか、フリーペーパーを見て一応電話をかけてみたのですけれども、そこで標榜されているかというとそうではないので、行く前の消費者からすると、美容師資格云々とか、どれだけ勉強している人が云々ということは全く、どこもわからないというのが常にあるという現実ですね。

今回の施術者は美容師でしたけれども、今、鈴木先生がおっしゃったとおり、毛染めの薬剤がどうしても手に合わなくて、でも、この仕事が好きなので、エクステの勉強をしてやってきたのですという方でした。

そのお店では、こういう取扱いについてということで、帰ってからきちんと読んでください、何かあつたら御連絡ください、お手入れはこうこうですとか書いてあるのですけれども、こういう紙を下さるお店と、そうでないお店もやはりたくさんあります。例えばもし痛かったらどうするのかとか、そういう意味での危機回避というか、施術者側がもしその場で何かなったときにはどうするのかというのは、技術とはまた違ったお話なのですね。でも、消費者にとっては、もしやったときにはすごくしみた人はどうするのとか、アフターケアではないけれども、帰ってからどうこうなったときにはどうするのとかいったときに、お客様に対してどう対応していくのかということをきちんとしていただきたい。単に技術を教えるとか、皮膚科学とか、目との影響とかを学ぶということだけでなく、そういうこともきちんとやっていただけたらいいのではないかなと思いました。

○倉田座長 ありがとうございました。

○福下臨時構成員 眼科医の福下と申します。よろしくお願ひいたします。

このまつ毛エクステが美容師の資格のない方が業界でされているということも非常に私は心配、懸念しておりましたけれども、最近では美容師の方々が非常にこれを憂慮されて、いろいろな面で進めてきていることはいい傾向だとは思っております。ただ、いろいろな問題が含まれているので、ちょっとわきのことを話しますが、目に関して言いますと、皮膚科もそうですけれども、障害、またそれが残る障害、目で言えば視力障害、またまつ毛が生えなくなってしまう、まつ毛の脱落といったものになってきますと、精神的な負担を得る消費者の方もいるので、やはり目に関しての知識というのは重要なことだと思っております。

それには、美容師の方たちはそれなりの基礎的な国家資格を得るために勉強をしてきておりますので、その勉強というものは無になっていない。その上にプラス、まつ毛エクステにかかる勉強をしていただくようなことが一番、消費者にとって安全なまつ毛エクステになるのではないかとは思っております。

それに関しては、前回の検討会のときに、いろいろな認定、内部認定含めたところで、眼科医が講義には関与していないというようにお聞きしました。これは非常に危険なこと

だとそのとき思いました。また、これからいろいろなテキストなんかをおつくりになると
思うのですけれども、そのときには、医学的な衛生面、いろんな眼障害、また皮膚障害に
係る臨床的な問題というものをきっちと監修といいますか、意見を聞きながらそういうも
のをつくっていただきたいし、また、講義などにもそういう専門医が関与することがやは
り望ましいのではないかと思っております。

あと、美容師がすべきかどうかと。それについては、私も消費者という立場に立ちます
と、やはり国家認定のある美容師の人がやっていただく方が一番安全かなと。ただ、美容
師であれば安全かといったら違うので、そこにおいて、プラス2段階、二階建ての認定が
あればもっと安全なエクステができるのではないかとは考えております。

○倉田座長 ありがとうございました。何か結論が出てしまったようなので、これで会議
やめにしてもいいのですけれども、というわけにはいきませんが、非常に貴重な御意見、
ありがとうございました。先ほどの、三浦さんのいただいた紙、見せていただきたいので
すが、つまり、何かあったときにどこに連絡してくれよと、そういうのを書いてあるので
すか。

○三浦臨時構成員 それはここでは書いてないですね。どこへ連絡しろといというのは、
基本的にはお店に言う感じですね。だから、それは誰の責任なのかというのは、お店
に連絡すれば済むことなのどうか。

それから、今、福下先生がおっしゃったとおり、確かに私はまつ毛が抜けてきているの
で、これは毎回やっているからなのでしょうかと聞いたら、それは「ないとは言えないの
で、お休みさせることも大事かもしれませんね。」と言われました。

○倉田座長 非常に貴重な体験、ありがとうございました。

どうぞ。

○金内氏 念押しながらですが、今、御心配されているような、例えはつけた後にすぐ何か
異変が起こったというようなことが、これはやはりパッチテストとカウンセリングをしつ
かりするということが大前提になりますね。その辺は徹底していきたい。それから、後の
処理については、私ども、今考えているのは、地域の眼科の医院と連携をしながら応急処
置をとれるような体制づくりまでしたいと今思っております。

○倉田座長 眼科もそうですが、先ほど皮膚科の方のお話も出ましたが、是非両方の先生
方が、いわゆる教育と現場ということと、更に何か起こったときの対応に関して、お店で
できない範囲のときはすぐ駆けつけるなり、あるいはそこに行くような救急システムのよ
うなものをつくらないと、いつまでも問題が残ると思うんですね。これは医者でもピンから
キリまであると同じように、技術にもピンからキリとあると思うんですね。それについ
ては、やはり自助努力で技術を上げてもらうしかないと思うのですけれども、その安全面
のことに関しては、多分、わからない面も非常にあると思うので、そこをどういう例
が起こり得るということを、皮膚科の先生やら眼科の先生からきっちと対応し得る、ガイ
ドラインというそんな大げさなものは要らないのですが、被施術者というか、に持ち帰ら

せる、三浦さんがいただいてきたようなメモに、どうせいこうせいということをわかりやすく書いておくとか、あるいは連絡先とかそういうものをきちっとやってあれば問題というのは非常に減るのではないかと思います。

それでは、次に大澤さんの話を聞きたいと。

○堀江課長 まさに大澤さんのお話もありますし、大澤さんの方からは、先回、教育プログラムの衛生面、もうちょっと補足して聞いていただいた方がいいのではないという御提案があったので、今日来ていただいています。

ただ、1点だけ、参考資料3を見ていただきたいのですけれども、これは最初の頃から、まつ毛エクステンションを実施される営業者さんたちからは、眼科医からもアドバイスを受けていますという話がありまして、まつ毛エクステンション協会連合会ということも組織されていますので、なかなか出てきていただけませんでしたものですから、エクステンションを実施しているところに医学的なアドバイスをされている眼科医の先生にこの場に来ていただいてお話しitいただきたいというのは前から大分言っていたのです。けれども、これまで見つからなかったとのことで、随分時間もたつので、5月、1か月前ですけれども、私の方から、当日参画させる方を推薦いただきたいと考えていますということで依頼状をお出ししたのですけれども、いろいろ事情もあるのでしょうか、今日は来ていただけないということになっております。

これは、少しまだ傍聴者の皆様に向かっても言わないといけないかもしれませんけれども、この場ではまさに医学、衛生の面での安全性というのが担保できる形でやっていただいているのかどうかということについて議論するのが大事ですので、そこが1つ進まないと先のところに行きにくいのかなとも思います。こうやって検討会の事務局であるところからお願いをしたらば是非見つけていただきたいというのが一言申し上げさせていただきたいと思います。

○倉田座長 ありがとうございました。それでは、大澤様の方からお願ひします。

○大澤氏 窪田理容美容専門学校の大澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

済みません。気使っていただいて、やっと発言させていただける時間を設けさせていただきました。ありがとうございます。

資料6をお持ちさせていただきました。窪田理容美容専門学校では、昨年より、美容科の学生、約150人ですけれども、全員にまつ毛エクステの授業を取り入れました。さっきの金内理事長のお話とちょっとかぶるのですけれども、美容師になるための2年間での約2,070時間以上の授業を受けなければならないという中で、物理科学や衛生管理、保健などありますけれども、例えば保健、人体、生理解剖とかそういうものと120時間以上、それから衛生管理、消毒に関するものに関しては、それぞれトータル90時間以上履修しなければならないというような決まりになっています。

皆さん御存じであると思ったのですけれども、本日は一応その教科書も参考資料としてお持ちしてみたのですけれども、ごらんになりたい方いらっしゃいますか。中にはまだ、